

# 福島県伊達市生成 AI の利用ガイドライン

第 3.0 版(2026 年 4 月公開)

2023 年 11 月 16 日制定

2026 年 1 月 20 日改定

2026 年 3 月 26 日改定

福島県伊達市総務部デジタル変革課作成

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、職員が伊達市情報セキュリティポリシーの範囲内で、業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインをよく読んでいただき、個人情報などの権利や知的財産を守ることを前提に公務員としての倫理やモラルをもって生成 AI を利用してください。

また、生成 AI を利用するにあたり、業務の性質、内容等により、このガイドラインで判断できないことがあれば、所属長や情報連絡員及びデジタル変革課に確認するなどして、適正な利用が図られるよう努めてください。

なお、このガイドラインの作成に当たっては、一般社団法人日本ディープラーニング協会作成の「生成 AI の利用ガイドライン第 1.1 版」(2023 年 10 月改訂)、「生成 AI の利用ガイドライン (画像編) 第 1 版」(2024 年 2 月公開)、デジタル庁作成の「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」(2025 年 5 月 27 日公開)及び経済産業省作成の「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック (2024 年 7 月)」を参考にしています。今後も、社会動向等を踏まえ随時見直しを行っていきます。

## 2 本ガイドラインが対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI はトラストバンク社が提供している LoGo チャットに連携する方法で使用する LoGoAI アシスタントです。それ以外による生成 AI の利用については、本ガイドラインでは定めておりませんのでご注意ください。

## 3 生成 AI の利用が禁止される用途

市では以下の用途・業務での生成 AI の利用を禁止します。

- (1) 行政サービスの公平性、透明性を確保できない業務
- (2) 機密情報、個人情報、プライバシー情報を扱う業務
- (3) 生成 AI のみを用いた生成物の利用
- (4) 人の名誉や信用を害する内容または人を不快にさせる内容
- (5) 誤った内容または人に誤解を与える可能性のある内容
- (6) 本市の基本姿勢や公務員倫理、並びに社会通念に照らして不相当と解される内容

#### 4 生成 AI 利用時の注意事項

業務への活用を安全に実施するため、以下の事項を遵守して利用してください。

- ① 個人アカウントで利用せず、市のビジネスチャットのアカウントで利用すること。
- ② 生成 AI に学習をさせないため、チャット履歴をオフにして使用すること。
- ③ 伊達市情報セキュリティポリシーを遵守し、取り扱う情報は機密性1のみとすること。
- ④ 第三者の著作権、商標権または意匠権を含むおそれのあるデータは入力しないこと。
- ⑤ 正確性や著作権保護のため、生成された内容は職員が必ず推敲すること。
- ⑥ AI を利用して生成された画像については、外部公開を避け、内部利用に限定すること。
- ⑦ AI を利用した生成物であることを明示すること。
- ⑧ 問題が発生した場合は、所属長に報告すること。

※市が管理する専用ビジネスチャットでは、②は自動で制御されています。

##### 4-①個人アカウントで利用せず、市のビジネスチャットのアカウントで利用すること。

個人アカウントの利用は、情報セキュリティ面での管理が不十分になるリスクが懸念されることから、市が管理するビジネスチャットのアカウントを利用してください。

##### 4-②生成 AI に学習をさせないため、チャット履歴をオフにして使用すること。

生成 AI の標準設定では、生成 AI とのやりとりの「チャット履歴」が、AI が応答するデータとして学習に利用される可能性があり、個人情報や機密情報の情報漏洩のリスクが考えられます。

そのため、利用する際は入力内容を学習内容に反映しない設定をした上で利用してください。

なお、市のビジネスチャットでの利用時は、生成 AI の学習に利用されないよう自動で制御されています。

##### 4-③伊達市情報セキュリティポリシーを遵守し、取り扱う情報は機密性1のみとすること。

生成 AI の利用に当たっては、4-②のとおり、入力内容を学習に反映しない設定がされていますが、そのような設定を行った場合でも、生成 AI に入力するデータには、個人情報、機密情報、法令や契約等により非公開とされている情報や、直ちに一般公表することを前提としていない情報を入力することは禁止します。

また、外部事業者が提供する生成 AI に、他社との間で秘密保持契約などを締結して取得した秘密情報を入力する行為は、生成 AI 提供事業者「第 3 者」に秘密情報を「開示」することになるため秘密保持契約に反する可能性があります。そのような機密情報は入力しないでください。

#### 4-④第三者の著作権、商標権または意匠権を含むおそれのあるデータは入力しないこと。

既存の著作物の著作権を侵害するかどうかは、①類似性と②依拠性により判断されます。生成 AI に第三者の著作物を入力して AI 生成物を出力した場合、基本的に②依拠性は認められ、かつ①類似性のある AI 生成物が出力される可能性が高まるため、結果として第三者の著作権を侵害した AI 生成物が生成される可能性も高まるといえます。

商標権や意匠権に関しても、著作権と同様に第三者の商標や意匠を含むデータを入力した場合、第三者の商標権や意匠権を侵害した AI 生成物が生成される可能性が高まるといえます。（なお、商標権及び意匠権の侵害には、著作権と異なり②依拠性は不要で①類似性により判断されます。）

したがって、第三者の著作権、商標権または意匠権を含むおそれのあるデータは生成 AI に入力しないこととします。

#### 4-⑤正確性や著作権保護のため、生成された内容は職員が必ず推敲すること。

##### ① 正確性

大規模言語モデル(LLM)の原理は、「利用される可能性が確率的に最も高い単語」を出力し、文章を作成するものであり、内容には虚偽が含まれている可能性があります。

そのため、生成された物を利用する際は、職員が必ず推敲し、根拠や裏付けを確認してください。

##### ② 著作権保護

生成 AI に他人の著作物を入力するだけの行為は原則として著作権侵害に該当しないが、他人の著作物と同一・類似する AI 生成物を生成する目的がある場合には、入力行為自体が著作権侵害になる可能性があります。また、生成物が既存の著作物と同一・類似している場合は、生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性がありますので注意してください。

##### ③ 商標権・意匠権侵害

生成 AI を利用して生成したキャッチコピーや画像などを宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるため、生成物が既存著作物に類似しないか調査してください。

以上を踏まえ、生成物を利用する際は、必ず著作権侵害、商標権・意匠権侵害など、権利侵害となっていないかを職員が確認してください。

#### 4-⑥AI を利用して生成された画像については、外部公開を避け、内部利用に限定すること

生成 AI による生成画像の外部公開は、自治体における利活用状況、国内外のルールの整備状況等を踏まえ、引き続き検討が必要なことから、現時点においては、生成画像は原則として内部利用に限定してください。

#### 4-⑦AI を利用した生成物であることを明示すること。

生成 AI においては、利用するサービスのポリシー上独自の制限を設けていることがあります。ChatGPT など OpenAI 社のサービスを利用して生成されたコンテンツを公開する際には、AI を利用した生成物であることを明示することなどが定められていることから、生成 AI を利用した生成物を利用する場合は、生成 AI を利用して生成したことがわかるよう明記すること。

#### 4-⑧問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告すること。

問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、必要な措置をとってください。伊達市情報セキュリティポリシーに基づき重大な違反をした場合は処分の対象となります。